

次世代育成支援対策推進法第 12 条に基づく
一般事業主行動計画について、以下のとおり公表いたします。

社会医療法人社団光仁会 行動計画

平成 27 年 1 月 26 日策定

職員が仕事と生活の両立が出来る環境作りを目指し、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 2 月 1 日 ～ 平成 31 年 1 月 31 日
2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1：平成 29 年 1 月までに年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり
平均 12 日以上とする。

対策

- 平成 27 年 2 月～有給休暇取得状況を把握する
- 平成 27 年 7 月～院内の委員会で検討開始
- 平成 27 年 9 月～計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 平成 27 年 10 月～各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成 28 年 1 月～職員に対し、有給休暇取得のお知らせ文書の掲示などにて取得促進の取組の開始
- 平成 28 年 4 月～有給休暇取得の取組の再評価と再検討
- 平成 28 年 7 月～再検討した内容の取組

目標 2：平成 31 年 1 月までに職員全員の所定外労働時間を短縮する。

対策

- 平成 29 年 1 月～所定外労働の原因を各部署で検討
- 平成 29 年 4 月～各部署より持ち込まれた原因の精査及び原因の除去方法の検討
- 平成 29 年 10 月～原因除去へ向けた取組の開始
- 平成 30 年 4 月～除去方法の評価及び再検討
- 平成 30 年 7 月～再検討した原因除去方法の取組開始